

第4章 火災予防条例審査基準

第1節 総則

(条例第1条関係)

本条は、条例の目的を規定したものであり、火災の予防に関し条例に規定すべき事項を定めることをもって、その目的としている。

具体的には、法の規定に基づく事項とその他火災予防上必要な事項を定めることとしており、次のとおり各条に規定されている。

1 法第9条の規定に基づく事項

- (1) 火を使用する設備及びその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備の位置、構造及び設備の管理の基準
- (2) 火を使用する器具及びその使用に際し、火災の発生のおそれのある器具の取扱いの基準
- (3) 火の使用に関する制限その他火の使用に関し火災の予防のために必要な事項

2 法第9条の2第2項の規定に基づく事項

- (1) 住宅用防災機器の設置及び維持に関する基準
- (2) 住宅における火災予防の推進

3 法第9条の4の規定に基づく事項

- (1) 指定数量未満の危険物の貯蔵及び取扱い（当該危険物を貯蔵し、又は取り扱う場所の位置、構造及び設備を含む。）の基準
- (2) 指定可燃物の貯蔵及び取扱い（指定可燃物を貯蔵し、又は取り扱う場所の位置、構造及び設備を含む。）の基準

4 法第22条第4項の規定に基づく事項

火災に関する警報の発令中における火の使用の制限